省令

○総務省令第七十九号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十九日

総務大臣　松本　剛明

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勘定区分） **第二条**　機構は、機構法第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（勘定区分） **第二条**　機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第二条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

○総務省
財務省令第四号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十九日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十九条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第三項の総務省令・財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十九条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第二条第三項の総務省令・財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○会計検査院規則第十一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月十九日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

別表第一国立研究開発法人情報通信研究機構の項中「第三条第一項本文」を「第四条第一項本文」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。